

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことという

契約日	件名	契約金額(税込)(単位:円)			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決選の有無	学歴経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学歴経験者等の市職員以外の者の参加者数		
		当初	変更経過	最終(現時点)									
001	令和5年4月1日	クレジットカード会社との寄付金立替払契約について(京銀カードサービス株式会社、株式会社JCB)(ふるさとチョイス)	予定総額	8,880,000		8,880,000	行財政局総務部総務課	京銀カードサービス株式会社 株式会社ジューシービー	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
002	令和5年4月1日	ふるさと納税支援業務委託契約について(株式会社ジーイービー)	予定総額	16,500,000		16,500,000	行財政局総務部総務課	株式会社ジーイービー	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
003	令和5年4月1日	ふるさと納税支援業務委託契約について(ANAあきんど)	予定総額	14,100,000		14,100,000	行財政局総務部総務課	ANAあきんど株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
004	令和5年4月1日	クレジットカード会社との寄付金立替払契約について(京都クレジットサービス、三菱UFJニコス)(ふるさとチョイス)	予定総額	8,880,000		8,880,000	行財政局総務部総務課	三菱UFJニコス株式会社 京都クレジットサービス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
005	令和5年4月1日	ふるさと納税支援業務委託契約について(さとふる)	予定総額	175,527,000		175,527,000	行財政局総務部総務課	株式会社さとふる	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
008	令和5年4月1日	ふるさと納税支援業務委託契約について(トラストバンク)	予定総額	244,200,000		244,200,000	行財政局総務部総務課	株式会社トラストバンク	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
007	令和5年4月1日	ふるさと納税支援業務委託契約について(楽天)	予定総額	189,088,000		189,088,000	行財政局総務部総務課	楽天グループ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
008	令和5年4月1日	京都市ふるさと納税返礼調達・開発・案内状送付等業務委託(株式会社JTBふるさと開発事業部)	予定総額	2,462,000,000		2,462,000,000	行財政局総務部総務課	株式会社JTBふるさと開発事業部	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	有	2
009	令和5年4月1日	ふるさと納税支援業務委託契約について(ふるなび)	予定総額	400,468,710		400,468,710	行財政局総務部総務課	株式会社アイモバイル	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
010	令和5年4月1日	ふるさと納税支援業務委託契約について(JR東日本)	予定総額	5,818,250		5,818,250	行財政局総務部総務課	東日本旅客鉄道株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
011	令和5年4月1日	ふるさと納税支援業務委託契約について(株式会社一休)	予定総額	61,500,000		61,500,000	行財政局総務部総務課	株式会社一休	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
012	令和5年4月1日	寄付に関するアドバイザー業務について(三菱UFJ銀行)	予定総額	11,000,000		11,000,000	行財政局総務部総務課	株式会社三菱UFJ銀行 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
013	令和5年04月01日	令和5年度市庁舎案内業務委託		10,131,000		10,131,000	行財政局総務部庁舎管理課	アデコ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		0
014	令和5年04月01日	京都市役所公用車駐車場管理業務委託		42,518,000		42,518,000	行財政局総務部庁舎管理課	京都御池地下街株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
015	令和5年04月01日	電力の供給(市役所(分庁舎))	予定総額	43,248,825		43,248,825	行財政局総務部庁舎管理課	関西電力株式会社	政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	物品			
018	令和5年04月01日	令和5年度財務会計システム保守等業務委託		43,861,200		43,861,200	行財政局総務部総務事務センター	令和5年度行政業務情報化財務会計システム保守等業務委託複数事業者連合体	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号	物品			
017	令和5年04月01日	令和5年度庶務システム保守		43,333,820		43,333,820	行財政局総務部総務事務センター	日本電気株式会社	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号	物品			
018	令和5年04月01日	IP告知システム保守業務委託		6,124,800		6,124,800	行財政局防災危機管理室	株式会社DTSWEST	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
019	令和5年04月01日	280MHzデジタル簡報無線システム保守業務委託		11,445,280		11,445,280	行財政局防災危機管理室	東京テレメッセージ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
020	令和5年04月01日	行政業務情報化人事給与システム保守委託		29,492,100		29,492,100	行財政局人事課	令和5年度行政業務情報化人事給与システム保守業務に係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
021	令和5年04月01日	リモートアクセス用ソフトウェア(MagicConnect)調達業務		19,373,840		19,373,840	行財政局人事課	扶桑電通株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
022	令和5年04月01日	テレワーク用モバイルルータ等の通信回線費用		13,822,400		13,822,400	行財政局人事課	株式会社インターネットイニシアティブ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
023	令和5年04月01日	人事評価システムの運用保守		6,545,000		6,545,000	行財政局人事課	株式会社ケー・デー・シー	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
024	令和5年04月01日	定型業務の自動化に向けたRPA導入業務		17,435,000		17,435,000	行財政局人事課	西日本電信電話株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有		
025	令和5年04月01日	令和5年度京都市職員定期健康診断(人間ドック代替分)にかかる委託契約	予定総額	56,408,376		56,408,376	行財政局人事課	京都市職員共済組合	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
028	令和5年04月01日	令和5年度京都市職員定期健康診断(節目健診代替分)にかかる委託契約	予定総額	19,238,558		19,238,558	行財政局人事課	京都市職員共済組合	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
027	令和5年04月01日	令和5年度包括外部監査契約		14,976,500円を上 限とする金額		14,976,500円を上 限とする金額	行財政局コンプライアンス推進室	堀田 喜代司	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことという

契約日	件名	契約金額（税込）（単位：円）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決選の有無	学歴経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学歴経験者等の市職員以外の者の参加者数	
		当初	変更経過	最終（現時点）								
028	令和5年04月01日	令和5年度京都市電子入札システム保守管理業務委託	38,212,900円		38,212,900円	行財政局等契約的契約課	富士通Japan株式会社	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号	物品			
029	令和5年04月01日	京都市税務オンラインシステム及び京都市個人市・府民税課税支援システム端末機器等賃貸借業務	40,392,132		40,392,132	行財政局税務部税制課	京都市税務オンラインシステム及び京都市個人市・府民税課税支援システム端末機器等賃貸借業務に係るコンソーシアム	政令第11条第1項第2号	物品			
030	令和5年04月01日	税務オンラインシステム端末機器、個人市・府民税課税支援システム端末機器のS Eサポート業務委託	6,811,200		6,811,200	行財政局税務部税制課	税務オンラインシステム端末機器、個人市・府民税課税支援システム端末機器のS Eサポート業務委託コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
031	令和5年04月01日	令和5年度地方税電子申告システムの保守管理業務	5,518,500		5,518,500	行財政局税務部税制課	令和5年度地方税電子申告システムの保守管理業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
032	令和5年04月01日	令和5年度電子申告審査システム等の運用管理に係る業務委託	5,856,180		5,856,180	行財政局税務部税制課	株式会社インテック	地方自治法施行令第167条の2第1項第7号	物品			
033	令和5年04月01日	京都市個人市・府民税課税支援システム及び国税連携データ管理システムにおけるアプリケーション保守及び運用支援業務	16,788,750		16,788,750	行財政局税務部税制課	京都市個人市・府民税課税支援システム及び国税連携データ管理システムにおけるアプリケーション保守及び運用支援業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
034	令和5年07月07日	森林環境税等税制改正に係るシステム改修業務（要件定義）	17,908,000		17,908,000	行財政局税務部税制課	森林環境税等税制改正に係るシステム改修業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
035	令和5年04月01日	令和5年度京都市固定資産税・都市計画税（土地・家屋）課税支援システムに係るサービス提供（運用保守）業務	78,840,100		78,840,100	行財政局税務部資産税課	「令和5年度 京都市固定資産税・都市計画税（土地・家屋）課税支援システムに係るサービス提供（運用保守）業務委託」コンソーシアム	政令第11条第1項第1号	物品			
036	令和5年04月14日	令和6基準年度固定資産税（土地）評価替えに伴う路線価等付設業務委託（令和5年度）	37,730,000		37,730,000	行財政局税務部資産税課	大和不動産鑑定株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
037	令和5年05月18日	ACOS固定資産税令和8年度評価替え対応に伴うシステム改修（要件定義）	6,050,000		6,050,000	行財政局税務部資産税課	ACOS固定資産税令和8年度評価替え対応に伴うシステム改修コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
038	令和5年06月15日	令和6年度評価替え対応に伴う固定資産税課税支援システム改修	10,780,000		10,780,000	行財政局税務部資産税課	株式会社両備システムズ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
039	令和5年07月31日	固定資産税（土地）に係る令和6年度の時点修正に関する業務委託について（令和5年1月1日から令和5年7月1日までの時点修正率）	20,989,897		20,989,897	行財政局税務部資産税課	公益社団法人京都府不動産鑑定士協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
040	令和5年09月11日	ACOS固定資産税令和8年度評価替え対応に伴うシステム改修（システム開発）	32,259,972		32,259,972	行財政局税務部資産税課	ACOS固定資産税令和8年度評価替え対応に伴うシステム改修コンソーシアム	政令第11条第1項第1号	物品			
041	令和5年04月01日	電力の供給（令和5年度）（市税事務所（ビル葺光））	予定総額 14,198,407		14,198,407	行財政局市税事務所市民税室市民税第一担当	関西電力株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	物品			
042	令和5年04月01日	令和5年度当初市民税・府民税特別徴収税額通知書等作成印字、圧着、封入封緘及び配達等業務委託	17,521,075		17,521,075	行財政局市税事務所市民税室法人税務担当	TOPPANエッジ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
043	令和5年04月25日	京都市納税お知らせセンター業務委託	107,448,000		107,448,000	行財政局市税事務所納税室収納対策担当	株式会社セゾンパーソナルプラス	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	有	2
044	令和5年09月28日	京都市滞納整理支援システム機能追加対応（森林環境税対応）委託業務	12,338,975		12,338,975	行財政局市税事務所納税室 収納対策担当	日本電気株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
045	令和5年04月01日	コンビニエンスストア及びスマートフォン用決済アプリにおける個人市・府民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（簿記資産）、軽自動車税（種別割）及び同税目に係る延滞金の収納事務及び代理納付事務	予定総額 56,469,800		56,469,800	行財政局市税事務所納税室納税推進担当	三菱UFJニコス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
クレジットカード会社との寄付金立替払契約について（京銀カードサービス株式会社、株式会社 JCB）（ふるさとチョイス）
- 2 担当所属名
行財政局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日～令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地
京銀カードサービス株式会社
東京都新宿区大久保3-8-2 住友不動産新宿ガーデンタワー
株式会社ジェーシービー
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）8,880,000円
- 7 契約内容
クレジットカード決済による寄付金の立替払契約
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
ふるさとチョイスを運営する株式会社トラストバンクがクレジットカード決済の取扱業者として、地域銀行カード各社を指定しているため
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
「ふるさとチョイス」上でクレジット決済を行う場合、株式会社トラストバンクが指定するクレジットカード会社との間で、クレジットカードの収納代行契約を締結する必要がある。同社はクレジットカード決済の取扱業者として、地域銀行カード各社を指定しているため、地域銀行カード各社を相手先に選定する。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
ふるさと納税支援業務委託契約について（株式会社ジーエーピー）
- 2 担当所属名
行財政局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日～令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都品川区西五反田8丁目1番14号 最勝ビル4F
株式会社ジーエーピー
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）16,500,000円
- 7 契約内容
ふるさと納税ポータルサイト納税支援業務委託契約
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
「G-C a 1 1ふるさと納税」に情報を掲載するにあたっては、運営会社である株式会社ジーエーピーと契約する必要があるため
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
「G-C a 1 1ふるさと納税」については、高額所得者を会員とするカード会社と連携したPR策の実施など、高額寄付者向けのサービスを充実させていることから、寄付単価が高く、本市へ的高額寄付が見込まれるものから契約を締結する。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
ふるさと納税支援業務委託契約について（ANAあきんど）
- 2 担当所属名
行財政局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日～令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都中央区日本橋二丁目14番1号
ANAあきんど株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）14,100,000円
- 7 契約内容
ふるさと納税ポータルサイト納税支援業務委託契約
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
「ANAのふるさと納税」に情報を掲載するにあたっては、運営会社であるANAあきんど株式会社と契約をおこなう必要があるため
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
主要ポータルサイトについて、利用自治体数、会員数、返礼品掲載数等を比較したところ、本ポータルサイトが優れており、高い増収効果が見込まれるため、これらを京都市ふるさと納税の納税支援業務の委託先として選定する。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
クレジットカード会社との寄付金立替払契約について（京都クレジットサービス、三菱UFJニコス）（ふるさとチョイス）
- 2 担当所属名
行財政局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日～令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地
京都クレジットサービス株式会社
東京都文京区本郷3丁目33番5号
三菱UFJニコス株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）8,880,000円
- 7 契約内容
クレジットカード決済による寄付金の立替払契約
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
ふるさとチョイスを運営する株式会社トラストバンクがクレジットカード決済の取扱業者として、地域銀行カード各社を指定しているため
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
「ふるさとチョイス」上でクレジット決済を行う場合、株式会社トラストバンクが指定するクレジットカード会社との間で、クレジットカードの収納代行契約を締結する必要がある。同社はクレジットカード決済の取扱業者として、地域銀行カード各社を指定しているため、地域銀行カード各社を相手先に選定する。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
ふるさと納税支援業務委託契約について（さとふる）
- 2 担当所属名
行財政局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日～令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都中央区京橋二丁目2番1号
株式会社さとふる
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）175,527,000円
- 7 契約内容
ふるさと納税ポータルサイト納税支援業務委託契約
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
「さとふる」に情報を掲載するにあたっては、運営会社である株式会社さとふると契約をおこなう必要があるため
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
主要ポータルサイトについて、利用自治体数、会員数、返礼品掲載数等を比較したところ、本ポータルサイトが優れており、高い増収効果が見込まれるため、これらを京都市ふるさと納税の納税支援業務の委託先として選定する。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
ふるさと納税支援業務委託契約について（トラストバンク）
- 2 担当所属名
行財政局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日～令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号
株式会社トラストバンク
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）244,200,000円
- 7 契約内容
ふるさと納税ポータルサイト納税支援業務委託契約
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
「ふるさとチョイス」に情報を掲載するにあたっては、運営会社である株式会社トラストバンクと契約をおこなう必要があるため
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
主要ポータルサイトについて、利用自治体数、会員数、返礼品掲載数等を比較したところ、本ポータルサイトが優れており、高い増収効果が見込まれるため、これらを京都市ふるさと納税の納税支援業務の委託先として選定する。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
ふるさと納税支援業務委託契約について（楽天）
- 2 担当所属名
行財政局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日～令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天クリムゾンハウス
楽天グループ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）169,088,000円
- 7 契約内容
ふるさと納税ポータルサイト納税支援業務委託契約
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
「楽天ふるさと納税」に情報を掲載するにあたっては、運営会社である楽天グループ株式会社と契約をおこなう必要があるため
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
主要ポータルサイトについて、利用自治体数、会員数、返礼品掲載数等を比較したところ、本ポータルサイトが優れており、高い増収効果が見込まれるため、これらを京都市ふるさと納税の納税支援業務の委託先として選定する。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市ふるさと納税返礼調達・開発・案内状送付等業務委託（株式会社JTBふるさと開発事業部）
- 2 担当所属名
行財政局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日～令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市中央区久太郎町二丁目1番25号JTBビル4階
株式会社JTBふるさと開発事業部
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）2,462,000,000円
- 7 契約内容
ふるさと納税返礼調達・開発・案内状送付等業務委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、受託者の返礼品提案力、返礼品調達・発送能力等により、寄付者への訴求力に顕著な差異が現れるものであることから、主として価格以外の要素における競争によって業者を選定する必要があるため、プロポーザル方式で選定する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
プロポーザル方式により公募を行ったところ、当該事業者から応募があったため、募集要項に定める審査基準により評価した結果、委託事業者として認められたため、委託先として選定する。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
ふるさと納税支援業務委託契約について（ふるなび）
- 2 担当所属名
行財政局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日～令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都渋谷区桜丘町22-14 N.E.S.ビルN棟2階
株式会社アイモバイル
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）400,466,710円
- 7 契約内容
ふるさと納税ポータルサイト納税支援業務委託契約
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
「ふるなび」に情報を掲載するにあたっては、運営会社である株式会社アイモバイルと契約をおこなう必要があるため
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
主要ポータルサイトについて、利用自治体数、会員数、返礼品掲載数等を比較したところ、本ポータルサイトが優れており、高い増収効果が見込まれるため、これらを京都市ふるさと納税の納税支援業務の委託先として選定する。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
ふるさと納税支援業務委託契約について（JR東日本）
- 2 担当所属名
行財政局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日～令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都渋谷区代々木二丁目2番2号
東日本旅客鉄道株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）5,816,250円
- 7 契約内容
ふるさと納税ポータルサイト納税支援業務委託契約
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
「JRE MALL」に情報を掲載するにあたっては、運営会社である東日本旅客鉄道株式会社と契約する必要があるため
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
東日本旅客鉄道株式会社が運営するポータルサイト「JRE MALL」については、首都圏の主要駅・各路線での広告媒体を活用したPR力が高く、本市に対する寄付のうち多くを占める首都圏からの寄付の更なる増加が見込まれるものから、契約を締結する。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
ふるさと納税支援業務委託契約について（株式会社一休）
- 2 担当所属名
行財政局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日～令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都千代田区紀尾井町1番3号
株式会社一休
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）61,500,000円
- 7 契約内容
ふるさと納税ポータルサイト納税支援業務委託契約
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
「一休.com ふるさと納税」に情報を掲載するにあたっては、運営会社である株式会社一休と契約する必要があるため
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
株式会社一休が運営するふるさと納税ポータルサイト「一休.com ふるさと納税」は、富裕層から人気の宿泊施設を多く取り扱っており、本市に対する寄付のうち多数を占める宿泊を返礼とする寄付の更なる増加が見込まれることから、契約を締結する。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
寄付に関するアドバイザー業務について（三菱UFJ銀行）
- 2 担当所属名
行財政局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日～令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町10番地
株式会社三菱UFJ銀行京都支店
大阪市北区梅田2丁目5番25号
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）11,000,000円
- 7 契約内容
寄付に関するアドバイザー業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
アドバイザー業務の提供自体が三菱UFJ銀行のネットワーク等を前提とした業務であり、その業務の提供は三菱UFJ銀行のみが可能であるため
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
三菱UFJ銀行はグループ企業含め国内最大級のネットワークを持ち、京都市の指定金融機関として長らくパートナー関係にあり、本市が抱える各種政策課題も熟知していることから、本アドバイザー業務の委託先として選定する。本業務にはグループ企業のサービス提供も付帯していることから、併せて三菱UFJリサーチ&コンサルティングとも契約する。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度市庁舎案内業務委託
- 2 担当所属名
行財政局総務部庁舎管理課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区烏丸通四条下水銀屋町612番地四条烏丸ビル6F
アデコ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
10,131,000円
- 7 契約内容
令和5年度市庁舎案内業務委託（本庁舎、分庁舎）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本件業務は市役所の顔とも言うべき性格を有するものであり、市政運営上、片時の停滞も許されない極めて重要な業務であることを十分理解し、親切・丁寧な対応は言うまでもなく、国際的観光都市京都を自覚した上で、受託前における業務習熟のための研修や、習熟するまでの間の十分な態勢の確保など、受託業務を円滑に遂行できるよう、万全の体制で対応しなければならないものである。
したがって、本契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するためには、価格以上に、これら要素を勘案し、契約の相手方を選定する必要があるため、指名型プロポーザル方式により参加資格を満たす業者にヒアリングを実施し、提出資料の分析等多様な視点から審査を行った結果、高品質で誠実な業務の執行が期待できたため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市役所公用車駐車場管理業務委託
- 2 担当所属名
行財政局総務部庁舎管理課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区御池通寺町東入下本能寺前町492番地1
京都御池地下街株式会社
- 6 契約金額（税込み）
42,516,000円
- 7 契約内容
令和5年度京都市公用車駐車場の管理業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
保守管理契約の対象となる駐車場が京都市御池駐車場と、出入口、ゲート、泡消火設備等の構造物、設備機器類を共同使用しており、一体として適切に管理を行わないと管理責任の区分が不明確になるおそれがある。
したがって、京都市公用車駐車場と京都市御池駐車場を一体的に管理できるのは、京都市御池駐車場の指定管理者である京都御池地下街株式会社のみであるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
電力の供給（市役所（分庁舎））
- 2 担当所属名
行財政局総務部庁舎管理課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）43,246,625円
- 7 契約内容
分庁舎における電力の供給
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
電力入札を実施したが、参加申請がなく不成立となったため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第8号）
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度財務会計システム保守等業務委託
- 2 担当所属名
行財政局総務部総務事務センター
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町1
令和5年度行政業務情報化財務会計システム保守等業務委託複数事業者連合体
代表者 富士通株式会社 京都支社
- 6 契約金額（税込み）
43,661,200円
- 7 契約内容
予算・収入・支出・決算等を行うための財務会計システムについての運用、保守等を行う。（運用管理保守業務、システム改修・保守業務、端末操作研修、システム関係問い合わせ対応、改善報告）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
財務会計システムは、本市が財務会計事務を行う上での基幹となるシステムであり、円滑に稼働しなければ、本市行政に大きな影響を及ぼす重要なシステムである。そのため、障害が生じた際の復旧作業においては、障害がハードウェアに起因するものか、アプリケーションに起因するものか、OSに起因するものか、ミドルウェアに起因するものか等について、迅速で正確な判断を行ったうえでシステムの改修や障害復旧作業を行うことを可能とする特殊技術が必要である。
当該システムは、本市独自の仕様によるシステムであり、システムの不正な改ざん等を防止する目的から非公開としている。そのため、システムの運用等を迅速かつ正確に実施することができる特殊技術は、当該システムを開発し、現在に至るまで保守管理を委託している上記委託先のみが有しており、他の業者では実施することが不可能である。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

10 契約の相手方の選定理由

財務会計システムの当初開発は平成13年度に富士通株式会社と契約したものであり、この開発時において本改修委託に関連する部分については、再委託業者として株式会社さくらケーシーエス（ソフトウェアの一部の開発）及び株式会社イメージ（旧名都築通信技術株式会社、ハードウェアの開発）並びに富士通エフ・オー・エム株式会社（旧名 富士通オフィス機器株式会社、ソフトウェアの一部の開発）が携わったところである。

財務会計システムの設計開発に係る情報については、システムの不正な改ざん等を防止する目的から非公開としているので、以上のようなシステムの障害復旧、修正、追加等を迅速かつ正確に実施することができる特殊技術は、当システムを設計開発し、プログラム作成を行った富士通株式会社のみが有しており、他の業者では実施することが不可能なため、令和5年度行政業務情報化財務会計システム保守等業務委託複数事業者連合体 代表者 富士通株式会社京都支社を契約の相手方とするものである。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度庶務事務システム保守
- 2 担当所属名
行財政局総務部総務事務センター
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
43,333,620円
- 7 契約内容
庶務事務システムの保守業務及び障害対応
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
庶務事務システムは、日本電気株式会社が本市との綿密な協議を重ねて開発したものであり、本システムについて新たに開発された部分に関する著作権は本市に帰属しているが、日本電気株式会社が従前から権利を有する部分に関する著作権については、同社に帰属している。
本件委託の内容には、同社に著作権が帰属している部分についての業務が多く含まれており、庶務事務システムの保守業務及び障害対応を迅速かつ正確に実施することができる特殊技術は、当システムを設計開発し、一部著作権が帰属する日本電気株式会社のみが有しており、他の業者では保守業務を行うことは不可能である。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
I P 告知システム保守業務委託
- 2 担当所属名
行財政局防災危機管理室
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区新町通錦小路下る小結棚町444
株式会社 D T S W E S T
- 6 契約金額（税込み）
6, 1 2 4, 8 0 0 円
- 7 契約内容
I P 告知システムについて、電気関係法令に基づく点検に加え、障害発生時に京都市からのオンコールによる復旧作業体制を確保するため、保守業務を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
I P 告知システムについては、株式会社D T S W E S Tが構築しており、システム詳細設計については一般に公開しておらず、開発業者以外の業者が保守管理を行うことは、システム構築業者と保守業者の責任区分が不明確となり、システム障害等が発生した場合の障害対応が困難になるなど、契約の目的を達成できないため、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
280MHz デジタル同報無線システム保守業務委託
- 2 担当所属名
行財政局防災危機管理室
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区西新橋2-35-2
東京テレメッセージ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
11,445,280円
- 7 契約内容
280MHz デジタル同報無線システムの運用維持（衛星回線、5G設備等使用料等）及びシステム障害監視に加え、障害発生時のリモート障害対応を行う体制を整える。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
280MHz デジタル同報無線システムを開発・構築し、システムの根幹となる280MHz デジタル無線機の無線免許を保持しているのは、東京テレメッセージ株式会社である。
本システムの詳細は一般に公開されていないこと、無線免許人以外がシステム運用及び障害対応等（無線機調整等）を行ってはならないことから他の事業者が運用・保守業務を行うことは不可能である。
よって、他社との競争が成立せず競争入札に適さないため、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
行政業務情報化人事給与システム保守委託
- 2 担当所属名
行財政局人事部人事課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
令和5年度行政業務情報化人事給与システム保守業務に係るコンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
コンソーシアム代表社 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
29,492,100円
- 7 契約内容
京都市人事給与システムの保守運用管理

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

「行政業務情報化人事給与システム」は、日本電気株式会社が本市との協議を重ねて開発したものであり、本システムについて新たに開発された部分に関する著作権は本市に帰属しているが、同システムに含まれる一部の既存のプログラムプロダクト（プログラムの部品）については、同社が著作権を持っており、本市は使用権のみを与えられているに過ぎない。これらのプログラムプロダクトの中には、データ変換等システムの稼動に必要なツール、サーバ運用に必要なツール及び端末側における処理に必要なツールが含まれており、同システムの維持・保守に際していずれも必須となるものである。これらについて、日本電気株式会社は、本市から第三者への使用権の譲渡及び貸借を認めないため、同社以外が既存の機能を損なうことなく維持・保守を行うことは不可能である。

また、同システムは、統括管理部門を日本電気株式会社が担当する一方、システム運用・保守業務については、NEC ソリューションイノベータ株式会社が担当し、分担して受託業務の履行を行っているため、双方と契約を行うために、日本電気株式会社を代表とするコンソーシアムに本業務を委託する。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治

法施行令第167条の2第1項第 号)

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
リモートアクセス用ソフトウェア（MagicConnect）調達業務
- 2 担当所属名
行財政局人事部人事課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日～令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸通押小路ル秋野々町535
扶桑電通株式会社
- 6 契約金額（税込み）
19,373,640円
- 7 契約内容
テレワーク（モバイルワーク、在宅勤務）を実施するにあたり、自宅等から職場PCへのリモートアクセスに必要である、専用ソフトウェア（1,800ライセンス）の調達費用。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
新型コロナウイルス感染症防止対策等に係るテレワークの実施にあたり、令和2年3月からテレワーク実施環境を構築し、現在においても継続している。仮に、当該ソフトウェア以外の製品を使用した場合、現在構築しているテレワーク用環境（通信回線、運用委託等）を利用できず、別途一からシステム構築を行うなど、多額の費用が発生してしまうため、引き続き当該ソフトウェアを調達する。
また、本契約の相手方は、現在利用中のソフトウェアと管理サーバを同一とすることができる唯一の相手方である。仮に、別の事業者と契約した場合、現在利用中のソフトウェアとは別の管理サーバを構築することとなるため、複数のサーバを管理する負担の発生及び同一サーバ内でないとモバイルワーク制度が実施できない等運用上の不具合が発生する。
上記により、現在利用中のソフトウェアと管理サーバを同一とすることができる扶桑電通株式会社を、唯一の相手方として契約する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
テレワーク用モバイルルータ等の通信回線費用
- 2 担当所属名
行財政局人事部人事課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日～令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都千代田区富士見2丁目10番2号
株式会社インターネットイニシアティブ
- 6 契約金額（税込み）
13,622,400円
- 7 契約内容
テレワーク（モバイルワーク、在宅勤務）を実施するにあたり、自宅から勤務先を結び付けるインターネット環境を構築するための、通信回線にかかる費用。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
テレワークの実施にあたり、令和2年3月にテレワーク（在宅勤務、モバイルワーク）に係る通信環境を構築し、現在においても継続して活用している。本契約の相手方は、現在構築しているテレワークに係る通信回線及びモバイルルータの契約先である。仮に、別の事業者と契約した場合、現在貸与しているモバイルルータ500台及びタブレット端末100台を回収し、SIMカードを入れ替えた後、初期設定を行う等膨大な作業が発生する。上記のことから現在貸与しているモバイルルータを回収することがなく、通信回線を提供できる唯一の相手方として株式会社インターネットイニシアティブと契約する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
人事評価システム運用保守業務
- 2 担当所属名
行財政局人事部人事課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区虎ノ門4-2-12
株式会社ケー・デー・シー
- 6 契約金額（税込み）
6,545,000円
- 7 契約内容
京都市の人事評価システムについての運用・保守を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
当該システムについては、平成25年度中に実施した公募型プロポーザルにより選定された事業者（上記5の事業者と同一）の保有するパッケージソフトウェアを、本市制度向けにカスタマイズしたものである。
システムの保守・運用管理に当たっては、実施事業者はプログラムの内部情報等を十分に把握しておく必要があるが、当該システムの知的財産権は1の委託業者が有しており、その情報は非公開となっているため、当該事業者以外では運用保守は不可能である。
このため、上記5の事業者との間で随意契約を締結することとする。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
定型業務の自動化に向けたRPA導入業務
- 2 担当所属名
行財政局人事部人事課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日～令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市中京区烏丸三条上ル場之町604
西日本電信電話株式会社
- 6 契約金額（税込み）
17,435,000円
- 7 契約内容
RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）ソフトウェア・実行プログラム等の提供・保守及びRPA操作研修の委託業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本市業務には、定型的な業務が幅広く存在しており、本市職員は定型作業に多くの時間を要している。そこで、RPAを導入することで、作業時間を削減し、行政事務の効率化と市民サービスの向上を図ることを目的としている。
したがって、単にRPAツールであれば何でもよいということではなく、上記目的を達成するため、多くのアプリケーションに対応できるか、多くの職員が容易に扱える操作性等が求められる。加えて、シナリオ作成に係る研修体制、適切なセキュリティ対策が必要である。
そのため、当該業務の調達契約は価格競争である競争入札には適さないことから、随意契約を締結する。
また、当該システムの利用環境及び令和元年度から令和4年度に作成されたシナリオを利用できるシステムを提供できるのは、西日本電信電話株式会社のみであるため、西日本電信電話株式会社を契約の相手方とする。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度京都市職員定期健康診断（人間ドック代替分）にかかる委託契約
- 2 担当所属名
行財政局人事部人事課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日～令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市職員共済組合
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額） 56,406,376円
- 7 契約内容
定期健康診断の代替として、人間ドック（共済組合実施）の受診を希望する職員を対象として、人間ドックの定期健康診断相当分について、共済組合に委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
以下の理由により、京都市職員共済組合（以下「共済組合」という。）と委託契約を締結。
 - (1) 本市では、労働安全衛生法第66条に基づき、職員に対する定期健康診断（以下「定期健診」という。）を実施しており、人間ドックの受診結果のうち、定期健診相当分の結果の提出をもって、本市実施の定期健診受診の代替とすることを認めている。
 - (2) 定期健康診断（人間ドック代替分）の受診率向上の観点において、職員の勤務地や居住地に近い健診機関を選択できるなど、希望する健診機関で受診できることが重要であり、共済組合は、29の健診機関（市内28、市外1）と人間ドックの委託契約を締結しており、これほど多くの健診機関と提携し得るところは共済組合以外にない。
 - (3) 共済組合は、組合員である人間ドック受診者に対して受診費用を補助しており、本人負担が少額で済むことから、本市職員が人間ドックを受診する際は、同事業を利用することが通常である（京都市が定期健診（人間ドック代替分）に係る業務を共済組合以外に委託した場合、本市職員は共済組合の補助を受けられない。）。
上記の理由により、受診者を減少させることなく、定期健診（人間ドック代替分）を実施するための委託先は、共済組合以外にない。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 1 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項(地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号)

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度京都市職員定期健康診断（節目健診代替分）にかかる委託契約
- 2 担当所属名
行財政局人事部人事課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日～令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市職員共済組合
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額） 19,236,558円
- 7 契約内容
定期健康診断の代替として、人間ドック（共済組合実施）の受診を希望する節目の年齢（35歳、45歳、55歳及び59歳）の職員を対象として、人間ドックの定期健康診断相当分について、共済組合に委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
以下の理由により、京都市職員共済組合（以下「共済組合」という。）と委託契約を締結。
 - (1) 本市では、節目の年齢（35歳、45歳、55歳及び59歳）の職員（定期健康診断の代替をすることを申し立てた者のみ）について、疾病り患の予防を目的とし、人間ドック実施機関（以下「健診機関」という。）において、通常の定期健診項目より更に精密な検査を受けることができる京都市職員節目健康診断（以下「節目健診」という。）を実施している。
 - (2) 節目健診の受診率向上の観点において、職員の勤務地や居住地に近い健診機関を選択できるなど、希望する健診機関で受診できることが重要であり、共済組合は、29の健診機関（市内28、市外1）と人間ドックの委託契約を締結しており、これほど多くの健診機関と提携し得るところは共済組合以外にない。
 - (3) 共済組合は、組合員である節目健診受診者に対して受診費用を補助しており、本人負担はないことから、本市職員が節目健診を受診する際は、同事業を利用することが通常である（京都市が節目健診に係る業務を共済組合以外に委託した場合、本市職員は共済組合の補助を受けられない。）。上記の理由により、受診者を減少させることなく、定期健診（節目健診代替分）を実施するための委託先は、共済組合以外にない。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度包括外部監査契約
- 2 担当所属名
行財政局コンプライアンス推進室
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区大宮通寺之内上る2丁目西入社横町283番地の1
堀田 喜代司
- 6 契約金額（税込み）
14,976,500円を上限とする金額
- 7 契約内容
監査を行い、監査の結果に関する報告を提出する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
包括外部監査契約については、地方自治法により、普通地方公共団体の財産管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有し、且つ公認会計士や税理士等の特定の資格を有する者に契約の相手方が限定され、あらかじめ監査委員の意見を聴いたうえで、議会の議決を経て契約を締結しており、価格のみにより相手方を選定する競争入札には適さないため、随意契約により契約を締結している。
契約の相手方の選定にあたっては、関係団体（当該契約にあたっては、日本公認会計士協会京滋会）に複数の候補者の推薦を依頼し、選考を行い決定している。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度京都市電子入札システム保守管理業務委託
- 2 担当所属名
行財政局管財契約部契約課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町1京都フコク生命四条柳馬場ビル
令和5年度京都市電子入札システム保守管理業務複数事業者連合体
代表者 富士通 J a p a n 株式会社 京都支社
- 6 契約金額（税込み）
38,212,900円
- 7 契約内容
電子入札システム一式の運用保守業務、システム改修保守業務、プロジェクト管理、オンサイトヘルプデスク業務、来庁入札システム保守及び障害時対応
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件業務委託は、次に掲げる理由により、契約の相手方が特定されるため、その性質又は目的が競争入札に適しておらず、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に該当することから、令和5年度京都市電子入札システム保守管理業務複数事業者連合体 代表者 富士通 J a p a n 株式会社と随意契約を締結したものです。

 - (1) 運用保守業務
運用保守業務の対象は、本市の電子入札システムのために開発したソフトウェア及び機器である。電子入札システムのソフトウェアは、システムの標準化を図る目的で、「電子入札コアシステム開発コンソーシアム」により開発された電子入札コアシステムを基に、本市財務会計システムと一体のものとして構築され、システム開発業者が独自に開発したもので、開発業者以外には公開されていないプログラムによって構成されている。したがって、これらのすべてのシステムに熟知していなければ、運用保守業務を履行することができず、業務の履行が可能な者は、電子入札システムの開発業者である富士通株式会社から、当該業務を承継（令和3年4月1日効力発生）した富士通 J a p a n 株式会社他に限られる。
 - (2) システム改修・保守業務
システム改修・保守業務の対象は、運用保守業務の対象と同一である本市の電子入札システ

ムのために開発したソフトウェアである。本業務は、これらのソフトウェア等の改修作業を行わせるものである。したがって、業務の履行のためには、運用保守業務の履行の場合と同様に、現行のソフトウェア等に関する詳細な技術情報が必要となる。これらのソフトウェア等は、システム開発業者が独自に開発したもので、開発業者以外には公開されていないプログラムによって構成されている。したがって、これらのすべてのシステムに熟知していなければ、システム改修・保守業務を履行することができず、業務の履行が可能な者は、電子入札システムの開発業者である富士通株式会社から、当該業務を承継（令和3年4月1日効力発生）した富士通 J a p a n 株式会社他に限られる。

(3) オンサイトヘルプデスク業務

オンサイトヘルプデスク業務については、運用保守業務の対象範囲、システム改修・保守の対象範囲の両方を含んでおり、トラブルの発生時には全システムの動作に関する詳細な知識が必要とされる。これらのシステム全般に関する知識を最も豊富に有しているのは、電子入札システムの開発業者である富士通株式会社から、当該業務を承継（令和3年4月1日効力発生）した富士通 J a p a n 株式会社他である。

(4) 来庁システム保守

来庁システム保守の対象は、本市の電子入札システムに参加するための専用端末を利用するために開発したソフトウェアである。来庁入札システムのソフトウェアは、「電子入札コアシステム開発コンソーシアム」により開発された電子入札コアシステムを基に、システム開発業者が独自に開発したもので、開発業者以外には公開されていないプログラムによって構成されている。したがって、これらのすべてのシステムに熟知していなければ、保守業務を履行することができず、業務の履行が可能な者は、電子入札システムの開発業者である富士通株式会社から、当該業務を承継（令和3年4月1日効力発生）した富士通 J a p a n 株式会社他に限られる。

(5) 障害時対応

システムにおける障害の発生時には、障害の状況の把握、原因の分析、原因箇所の特定、対処方法の案出、障害復旧作業の実施を行うこととなる。電子入札システムは本市財務会計システムと一体のものとして構築されており、障害の原因の分析及び原因箇所の特定の際には、財務会計システムに関する詳細な知識又は技術情報が必要となる。本市財務会計システムに関する詳細な技術情報は、財務会計システムの開発業者である富士通株式会社他のみが有しているため、最も迅速、かつ正確に原因分析を行うことができるのは、電子入札システム及び財務会計システムの両方の開発業者である富士通株式会社から、当該業務を承継（令和3年4月1日効力発生）した富士通 J a p a n 株式会社他である。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市税務オンラインシステム及び京都市個人市・府民税課税支援システム端末機器等賃貸借業務
- 2 担当所属名
行財政局税務部税制課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市税務オンラインシステム及び京都市個人市・府民税課税支援システム端末機器等賃貸借業務に係るコンソーシアム
(代表)
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
株式会社J E C C
- 6 契約金額(税込み)
40,392,132円
- 7 契約内容
税務オンラインシステム及び個人市・府民税課税支援システムの端末機器等のリース(再リース)契約を締結するもの
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
本市において大型汎用機を用いて電算処理を行っているシステムは、日本電気株式会社製の大型汎用電子計算機(以下「ACOSシステム」という。)の各種機能を使用することを前提として開発、運用及び保守が行われているものであり、動作保証のある機器等を接続して使用し、各種機能を正常に動作させなければ、ACOSシステムの運用に支障が生じ、ひいては課税及び納税業務、各種税証明書発行、通知書発行等が停止するなど、市民生活に大きな影響を与えることとなる。
また、「京都市個人市・府民税課税支援システム」で利用する各機器は、ACOSシステムの機能の一部である「税務オンラインシステム」とそのネットワークや動作環境等を共用しているため、正常に動作させるための各種条件等はACOSシステムと同じである。
これらを踏まえ、既存の各種システム等の機能を損なうことなく、安定的なシステムの稼働環境を保守、運用するため、また、これまで利用してきた各種機器等を引き続き再リースするため、これを供給することができる企業及びACOSの製造元であり、保守、運用等を担うことができる日本電気株式会社等の企業で構成する「京都市税務オンラインシステム及び京都市個人市・府民税課

税支援システム端末機器等賃貸借業務に係るコンソーシアム」と契約を締結するものである。

9 根拠法令

■地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
税務オンラインシステム端末機器、個人市・府民税課税支援システム端末機器のS Eサポート業務委託
- 2 担当所属名
行財政局税務部税制課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
税務オンラインシステム端末機器、個人市・府民税課税支援システム端末機器のS Eサポート業務委託コンソーシアム
(代表)
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額(税込み)
6,811,200円
- 7 契約内容
税務オンラインシステム端末機器及び個人市・府民税課税支援システム端末機器の障害発生時に調査及びその復旧に向けた対処を行う。
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
税務オンラインシステムは日本電気株式会社製のエミュレーターソフトであるETOS J Xにより動作している。
このETOS J Xについては、その動作環境としての対象機器が日本電気株式会社製に限られているため、日本電気株式会社製の機器を使用している。
また、本市の税務オンラインシステムについては、日本電気株式会社製の大型汎用機及び関連する各種サーバー等を利用した動作環境において稼働するものであり、個人市・府民税課税支援システムは税務オンラインシステムと端末を共有している。
ETOS J X及び大型汎用機に関する詳細な技術情報は、日本電気株式会社が有しており、また、日本電気株式会社製の大型汎用機の利用を前提とする環境下において税務オンラインシステム及び個人市・府民税課税支援システムが適切に稼働するための設定や保守、動作保証、障害発生時の対応などを行うことができるのは、日本電気株式会社及び当該技術情報の使用を許諾するNECソリューションイノベータで構成された、当コンソーシアムの他にないことから随意契約を締結するも

のである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 号)

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度地方税電子申告システムの保守管理業務
- 2 担当所属名
行財政局税務部税制課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
令和5年度地方税電子申告システムの保守管理業務コンソーシアム
(代表)
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額(税込み)
5,516,500円
- 7 契約内容
地方税電子申告システムにおけるハードウェア並びにホスト連携システム、eL-Tworks及びソフトウェアの保守に関するサービスの提供を受ける。
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
 - (1) 地方税電子申告システムは日本電気株式会社が開発、保守し、eLTAXから受信したデータを本市の既存システムと連携できるよう、データの変換を行うなどの処理を担っている。当該システムの技術情報については、日本電気株式会社が権利を保有し、NECソリューションイノベータ株式会社のみが利用許諾を受けている。
については、当該システムの技術情報を保有し、利用可能な事業者でなければ、安定的なシステム稼働を確保できず、当該契約の目的を達成することができない。
 - (2) 地方税電子申告システムは、日本電気株式会社が保守等を実施する市民税課税支援システム及び税務オンラインシステムとデータ連携を行い、通信機器(物理)は基幹系システムと共用しているなど、各種システムと接続している。
については、接続している他のシステムの保守管理業者以外では、障害発生時等における責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、当該契約の目的を達成することができない。

以上のことから、当該契約内容を履行することができるのは、日本電気株式会社を代表とし、N

ECソリューションイノベータ株式会社を構成員とする当該コンソーシアムに特定されることから、これを相手方として随意契約を締結するものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度電子申告審査システム等の運用管理に係る業務委託
- 2 担当所属名
行財政局税務部税制課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府中央区久太郎町1丁目6番29号 フォーキャスト堺筋本町ビル
株式会社インテック
- 6 契約金額（税込み）
5,856,180円
- 7 契約内容
地方税ポータルシステム（eLTAX）を利用するため、審査システム等の運用等に関するサービスの提供を受ける。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
地方税に係る電子申告については、地方税共同機構が運用管理する電子申告システム（eLTAX）を利用しているが、当該システムと接続して稼働する電子申告審査システムについては、同機構の認定を受けた事業者のみがサービスを提供できるものである。同機構の認定を受けた事業者のうち、これまで本市が利用している電子申告審査システムを保守・運用し、サービスを提供することができるのは、株式会社インテックのみである。
なお、電子申告審査システムは、導入当初、入札により最も安価な見積額の提示があった同社と契約したものであるほか、他社システムに乗り換える（リプレースする）場合は、利用料に加え、初期費用（導入費用）が必要となることから、現在使用しているシステムを継続して利用する方が明らかに安価である。
以上のことから、株式会社インテックを契約の相手方とし、契約を締結するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第7号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市個人市・府民税課税支援システム及び国税連携データ管理システムにおけるアプリケーション保守及び運用支援業務
- 2 担当所属名
行財政局税務部税制課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年1月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市個人市・府民税課税支援システム及び国税連携データ管理システムにおけるアプリケーション保守及び運用支援業務コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8
代表 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
16,788,750円
- 7 契約内容
京都市個人市・府民税課税支援システムとは、データ又は書面により提出された課税資料を各個人別に名寄せ、管理するシステムであり、国税連携データ管理システムは国税庁からの確定申告データを管理し課税支援システムに連携させるシステムである。
両システムは、現在税務関連部署において個人市民税賦課の根拠資料を統合、管理しているものであり、本市が課税事務を適法かつ適正に執行するためには、システムの安定稼働が不可欠の条件となることから、その安定稼働を確保するため、保守管理及びデータ処理や各種設定業務等の運用支援業務を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市個人市・府民税課税支援システム及び国税連携データ管理システムは、本市が独自に開発したものであるが、将来的に安定したシステム稼働を確保するため、当該システムの機能改善、機能追加、新たなプログラム作成等については、日本電気株式会社とNECソリューションイノベータで構成されるコンソーシアムが担っており、当該プログラムの仕様等に係る詳細情報は一般に公開されていない。そのため、本契約の目的を達成することができるのは当コンソーシアムに特定されるため、これを相手方として随意契約するものとする。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項(地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 号)

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
森林環境税等税制改正に係るシステム改修業務（要件定義）
- 2 担当所属名
行財政局税務部税制課
- 3 契約締結日
令和5年7月7日
- 4 履行期間
令和5年7月7日から令和5年9月30日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
森林環境税等税制改正に係るシステム改修業務コンソーシアム
（代表）
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
17,908,000円
- 7 契約内容
森林環境税（国税）が創設され、令和6年度課税分からこれを市・府民税と併せて賦課・徴収することとされた。
については、森林環境税、その他減免の廃止及び均等割額の引き下げ等の税制改正等に対応した令和6年度の市・府民税の税額計算、通知書作成及び証明発行等を行うために必要となる個人市民税税務オンラインシステム及び市民税に係るバッチ処理システムの改修に係る要件を明確にし、認識の齟齬等が生じないよう明文化することを委託するものである。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務でシステム改修の対象とする税務オンラインシステムは、日本電気株式会社製の大型汎用コンピュータを使用し、情報化推進室及び同室から委託を受けた日本電気株式会社が運用・保守を行っているものである。
本業務は税務オンラインシステムの内、個人市民税に係るプログラム部分の改修を目的としたものであるが、税務オンラインシステムは宛名管理や収納管理などの各種税務事務に係るプログラムの集合体である。
本業務の実施に当たっては、改修を要する本システムのプログラムの範囲や影響などを理解したうえで、他の税務事務に係るプログラムも考慮して要件定義を行って文書化しなければ、それを前提にシステム改修を実施し、万一、障害等が生じた場合、責任区分が不明瞭となり、原因究明や故障修理などの対処ができなくなることから、最終的な目的である税制改正に伴うシステム改修の実

現が極めて困難となるほか、それに留まらず既存の機能でさえ損なわれるおそれがある。

については、本業務は既存の機械設備、情報システム等の保守管理等を受託している日本電気株式会社を代表とする当該コンソーシアムでなければ履行できない業務であるため、当該コンソーシアムを契約の相手方として随意契約の方法により契約を締結するものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度京都市固定資産税・都市計画税（土地・家屋）課税支援システムに係るサービス提供（運用保守）業務
- 2 担当所属名
行財政局税務部資産税課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
「令和5年度 京都市固定資産税・都市計画税（土地・家屋）課税支援システムに係るサービス提供（運用保守）業務委託」コンソーシアム
（コンソーシアム代表）岡山県岡山市南区豊成二丁目7番16号
（コンソーシアム代表）株式会社両備システムズ
- 6 契約金額（税込み）
78,640,100円
- 7 契約内容
土地及び家屋に係る固定資産税等の賦課に係る事務処理に当たり、株式会社両備システムズを代表とするコンソーシアムにより開発された課税支援システムについて、年間のサービス提供（運用保守）を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
対象のシステムは、平成29年度のプロポーザルにおいて選定したコンソーシアム構成企業が著作権を有する各システムを本市用に統合的に構築したものであり、本業務を履行することができるのは、構築を実施した同コンソーシアムに限られるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6基準年度固定資産税（土地）評価替えに伴う路線価等付設業務委託（令和5年度）
- 2 担当所属名
行財政局税務部資産税課
- 3 契約締結日
令和5年4月14日
- 4 履行期間
契約締結日の翌日から令和6年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区御池通高倉西入高宮町200番地
大和不動産鑑定株式会社
- 6 契約金額（税込み）
37,730,000円
- 7 契約内容
固定資産（土地）評価の適正化及び公平化を図るために、令和6年度評価替えに向けて令和3基準年度の評価内容の見直しを行い、客観的な基準による適正かつ均衡の取れた路線価の付設を委託する。
また、路線価評価システム（路線価計算システムDACSUS、DACSUS-GIS）と十分な連携を図り、路線価評価システムのデータ更新を適宜行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
固定資産税の評価替えは、地方税法及び固定資産評価基準に基づき3年度ごとに行うとされており、令和6基準年度の評価替え業務は、令和3年度から令和5年度の3箇年を1単位として、各年度の業務を積み上げて行うものである。
については、令和3年度及び令和4年度は、標準宅地、価格形成要因、鑑定価格等決定後の路線価付設に関する評価替え業務を行い、さらに、令和5年度においては、令和3年度及び令和4年度の業務内容に基づき、評価替えデータの検証を行うとともに、路線価調整等の評価替え業務を行う。
評価替えデータの検証、路線価の調整において使用するシステムについては、平成29年度に「京都市固定資産税・都市計画税（土地・家屋）課税支援システムの再構築業務」に係る公募型プロポーザルを実施し、受託コンソーシアム構成員である大和不動産鑑定株式会社（以下「大和不動産鑑定」という。）の路線価評価システム（路線価計算システムDACSUS、DACSUS-GIS）を使用することとなっている。
路線価は、1路線ごとに価格形成要因の計算を行い、主要な街路との格差率を算出のうえ価格を算定する。計算された路線価については、面的なバランスに留意したシミュレーションによる調整

作業を経ることで、均衡のとれた路線価を付設することが可能になる。

したがって、全市で約4万本の路線価を適正かつ効率的に付設するためには、プログラムによる一括計算が可能な路線価評価システム（路線価計算システムDACSUS、DACSUS-GIS）を使用することが不可欠である。また、路線価調整作業の実施に当たっては、保守管理に加え、採用する価格形成要因の変更等に応じてプログラムの改変を伴う場合があるため、本業務を適切に履行できる業者は、路線価評価システム（路線価計算システムDACSUS、DACSUS-GIS）のライセンスを保有する大和不動産鑑定以外にない。

また、本業務は、固定資産税（土地）の課税の基礎となる路線価を付設する業務であることから、不動産鑑定に関する高度の専門知識を有する不動産鑑定士を擁し、固定資産税評価に精通していることが必要である。大和不動産鑑定は、令和3基準年度評価替えに伴う路線価等付設業務（平成30年度から令和2年度）において本市と業務委託契約を行っており、東京都や大阪市等の全国約60自治体においても同業務の実績を有し、路線価付設に関する技術的なノウハウの蓄積がある。

これらを踏まえ、本業務を適切に履行できる業者は、路線価評価システム（路線価計算システムDACSUS、DACSUS-GIS）のライセンスを保有し、かつ、前述のとおり業務実績のある大和不動産鑑定のほかになく、京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドラインの「2(1) 特定の1者しか履行できないもの」の「イ 特定の1者でなければ提供できない役務に係る契約」の「(イ) 特殊な技術又は秘密の技術に関する情報その他の他の者が有し得ない専門的な知識、技術等を必要とするもの」に該当するため、同社と随意契約を締結するものである。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
ACOS固定資産税令和6年度評価替え対応に伴うシステム改修（要件定義）
- 2 担当所属名
行財政局税務部資産税課
- 3 契約締結日
令和5年5月16日
- 4 履行期間
令和5年5月17日から令和5年7月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
ACOS固定資産税令和6年度評価替え対応に伴うシステム改修コンソーシアム
（コンソーシアム代表）京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
（コンソーシアム代表）日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
6,050,000円
- 7 契約内容
税務オンラインシステムについて、令和6年に固定資産税評価額の見直しに係るシステム改修を行うための要件定義作業を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務の対象とするACOSシステムは、日本電気株式会社が構築したものであり、現在稼働中のシステムにおける詳細な技術情報とともに、高度な専門技術、知識及びソフトウェア著作権がないと、プログラム改修及び実行を行うことができないため。
なお、本業務の履行に当たっては、日本電気株式会社のほか、現在稼働する税務オンラインシステムの過去の改修にも従事し、ACOSの税制改正に伴うプログラム改修や新たな税目追加に伴う開発における高度な専門技術や知識を保持する要員を確保できる株式会社ワードシステムが必要であることから、日本電気株式会社と株式会社ワードシステムから構成される「ACOS固定資産税令和6年度評価替え対応に伴うシステム改修コンソーシアム」を契約の相手方としている。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度評価替え対応に伴う固定資産税課税支援システム改修
- 2 担当所属名
行財政局税務部資産税課
- 3 契約締結日
令和5年6月15日
- 4 履行期間
令和5年6月16日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
岡山市南区豊成二丁目7番16号
株式会社両備システムズ
- 6 契約金額（税込み）
10,780,000円
- 7 契約内容
固定資産税・都市計画税については、地方税法により3年に1度、評価の見直しを行うこととされており、令和5年度は令和6基準年度に向けた評価の見直しを行うこととなる。また、固定資産税に係る法律及び基準の改正も同時に行われるため、この改正に沿うように賦課を行わなければならない。これらに対応するため、改修を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
固定資産税課税支援システムは、株式会社両備システムズが開発したパッケージを利用し、構築したものであり、現在稼働中のシステムにおける詳細な技術情報とともに、高度な専門技術、知識及びソフトウェア著作権がないと、プログラム改修及び実行を行うことができず、本業務を履行できる相手方は同社しかないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり。

随意契約締結結果報告書

1 件名

固定資産税（土地）に係る令和6年度の時点修正に関する業務委託について（令和5年1月1日から令和5年7月1日までの時点修正率）

2 担当所属名

行財政局税務部資産税課

3 契約締結日

令和5年7月31日

4 履行期間

令和5年8月1日から令和5年11月30日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区間之町通御池下る綿屋町520番地1 京ビル2号館6階
公益社団法人京都府不動産鑑定士協会

6 契約金額（税込み）

20,989,897円

7 契約内容

地方税法附則第17条の2の規定により総務大臣が定める修正基準に基づき、令和5年1月1日から令和5年7月1日までの期間における地価の変動率（以下「時点修正率」という。）を令和6年度土地評価に反映させるため、鑑定による時点修正率の把握及び調整業務並びに帳票の作成等これに付随する業務を委託するもの。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件業務は、時点修正率を把握するための鑑定評価を不動産鑑定士に行わせようとするものであり、不動産鑑定に関する高度の専門知識と固定資産税評価に関する知識に精通している者が当たる必要がある。また、時点修正率を把握するためには、本市における土地の価格形成要因を的確に把握する必要があるが、土地の価格形成要因は地域性が強いことから、本市の実情に精通している不動産鑑定士に鑑定評価を実施させる必要がある。

公益社団法人京都府不動産鑑定士協会（以下「鑑定士協会」という。）は、事業目的として、「不動産鑑定士及び不動産鑑定士補の品位の保持及び資質の向上並びに不動産の鑑定評価に関する業務の進歩改善を図るため、不動産の鑑定評価等に関する普及啓発、調査研究、情報提供、研修等の事業を行い、もって京都府における不動産の鑑定評価制度の発展と土地等の適正な価格の形成に寄与すること」を掲げている。そして、事業としては、不動産の鑑定評価、不動産の鑑定業等に関する調査研究及び情報の収集提供並びに地方公共団体等が行う地価等の調査に対する支援等を行っており、京都府の許可を得た社団法人の中で、不動産の鑑定評価に関する府下唯一の公益法人である。

また、鑑定士協会は、京都府内に勤務地又は住所を有する不動産鑑定士及び京都府内に事務所を

有する不動産鑑定業者等で構成されており、本市内の土地事情に精通し、土地の価格形成要因を最も的確に把握し得ることができる団体であるといえる。

鑑定評価の対象地点数は、2,546地点と京都市内の全域に及ぶが、本件委託契約で定める履行期間内（～本年11月30日）に業務を遂行するためには、30人を超える不動産鑑定士に鑑定評価を行わせる必要がある。こうした条件の下、委託業務を適切かつ正確に遂行し得る者としては、鑑定士協会以外に適当な事業者は見当たらない。

加えて、鑑定士協会は、令和4年度に「令和6基準年度評価替えに係る標準宅地等の鑑定評価に関する業務」を本市から受託し、各標準宅地の鑑定評価を行っているが、本件委託契約で行う時点修正は、この標準宅地の鑑定評価を踏まえて行う必要がある。

以上のことから、本業務の委託者として、鑑定士協会が、業務、実績ともに優れており、他に同等の業務を行うことができる委託業者がないため、同法人と随意契約を行うものである。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
ACOS固定資産税令和6年度評価替え対応に伴うシステム改修（システム開発）
- 2 担当所属名
行財政局税務部資産税課
- 3 契約締結日
令和5年9月11日
- 4 履行期間
令和5年9月12日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
ACOS固定資産税令和6年度評価替え対応に伴うシステム改修コンソーシアム
（コンソーシアム代表）京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
（コンソーシアム代表）日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
32,259,972円
- 7 契約内容
税務オンラインシステムについて、令和6年に固定資産税評価額の見直しにあわせて、システム改修が必要となることから、本業務に先行して別途契約した「ACOS固定資産税令和6年度評価替え対応に伴うシステム改修（要件定義）」で作成された要件定義書をもとに、本システムのプログラム等の改修を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務の対象とするACOSシステムは、日本電気株式会社が構築したものであり、現在稼働中のシステムにおける詳細な技術情報とともに、高度な専門技術、知識及びソフトウェア著作権がないと、プログラム改修及び実行を行うことができず、本業務の前提となる要件定義においても同社が実施しており、本業務を履行できる相手方は同社しかいないため。
なお、本業務の履行に当たっては、日本電気株式会社のほか、現在稼働する税務オンラインシステムの過去の改修にも従事し、ACOSの税制改正に伴うプログラム改修や新たな税目追加に伴う開発における高度な専門技術や知識を保持する要員を確保できる株式会社ワードシステムが必要であることから、日本電気株式会社と株式会社ワードシステムから構成される「ACOS固定資産税令和6年度評価替え対応に伴うシステム改修コンソーシアム」を契約の相手方としている。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治

法施行令第167条の2第1項第 号)
地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
電力の供給（令和5年度）（市税事務所（ビル葆光））
- 2 担当所属名
行財政局市税事務所市民税室市民税第一担当
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月計量日0時から令和6年4月計量日前日24時まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市北区中之島三丁目6番16号
関西電力株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）14,196,407円
- 7 契約内容
京都市市税事務所（ビル葆光）に電力の供給を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
競争入札に付し入札者がなかったため
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
- 10 契約の相手方の選定理由
他に契約可能な事業者がなかったため
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和5年度当初市民税・府民税特別徴収税額通知書等作成印字、圧着、封入封緘及び配送等業務委託

2 担当所属名

行財政局市税事務所市民税室法人税務担当

3 契約締結日

令和5年4月1日

4 履行期間

令和5年4月1日～令和5年6月30日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区烏丸通三条下る饅頭屋町595-3 大同生命京都ビル6階
TOPPANエッジ株式会社

6 契約金額（税込み）

17,521,075円

7 契約内容

令和5年度当初市民税・府民税特別徴収税額通知書等作成印字、圧着、封入封緘及び配送等業務委託

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、個人の所得情報や扶養情報等の個人情報が多々含んだ税情報を取り扱うものであり、受託者の経験に基づくノウハウや技術等により、セキュリティ対策等に顕著な差異が現れることから、主として価格以外の要素における競争によって業者を選定する必要があるため、プロポーザル方式で選定した業者と引き続き契約を行うものである。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

公募型プロポーザル（令和4年度に実施）により選定した受託候補者を相手方として、契約を締結し、経費支出を行う。なお、当該支出負担行為は、令和4年度に締結した契約の「後続する契約」にあたるものである。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市納税お知らせセンター業務委託
- 2 担当所属名
行財政局市税事務所納税室収納対策担当
- 3 契約締結日
令和5年4月25日
- 4 履行期間
令和5年4月25日から令和8年5月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
住所 東京都豊島区東池袋1-33-8 NBF池袋タワー6F
名称 株式会社セゾンパーソナルプラス
- 6 契約金額（税込み）
107,448,000円
- 7 契約内容
納付が遅れている納税者に対する電話による自主納付の呼び掛け等
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
民間事業者による納税者の電話催告の実施にあたっては、高度な知識、豊富な経験が求められる。また、本件委託契約で取り扱う市税滞納者情報は、地方公務員法による守秘義務だけでなく、地方税法に基づく税情報の守秘義務により厳しく守られる情報であることから、その取扱いにあたっては、地方税の知識だけでなく極めて高いコンプライアンス意識を保持する必要がある。よって、価格以外の要素で契約業者を選定する必要があり、公募型プロポーザル方式での契約方法を採用した。
提出された提案内容について、市職員によって構成された選定委員会において、各委員が評価基準に基づき採点した結果、最低制限の評価点の基準を上回ったため、株式会社セゾンパーソナルプラスと契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市滞納整理支援システム機能追加対応（森林環境税対応）委託業務
- 2 担当所属名
行財政局市税事務所納税室収納対策担当
- 3 契約締結日
令和5年9月28日
- 4 履行期間
令和5年9月29日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
住所 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
名称 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
12,338,975円
- 7 契約内容
平成31年度税制改正により、令和6年度から森林環境税（国税）が新たに課税されることになり、その賦課・徴収については、市府民税（普通徴収又は特別徴収）と併せて市町村が行うこととなった。そのため、課税額の取込みを行い、滞納管理を行う必要が生じたため、滞納整理支援システムを改修する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本契約の改修対象である滞納整理支援システムは、パッケージソフトをカスタマイズしたものであり、カスタマイズ元のパッケージソフトの権利を保持している㈱シンクを含めたコンソーシアムでなければ、改修を行うことはできない。また、本契約は滞納整理支援システムとACOSシステムとの間でデータ連携を行う必要があり、ACOSシステムの運用保守を行っている日本電気㈱、NECソリューションイノベータ㈱と協力して作業を進める必要がある。そのため、滞納整理支援システムの開発から現在まで引き続き運用保守を行っているコンソーシアムと随意契約を行うこととする。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由

パッケージシステムのため、他社に改修を依頼できないため

11 その他

当契約は、日本電気株式会社を代表者とするコンソーシアムが組まれている。

随意契約締結結果報告書

1 件名

コンビニエンスストア及びスマートフォン用決済アプリにおける個人市・府民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）、軽自動車税（種別割）及び同税目に係る延滞金の収納事務及び代理納付事務

2 担当所属名

行財政局市税事務所納税室納税推進担当

3 契約締結日

令和5年4月1日

4 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都文京区本郷3丁目33番5号
三菱UFJニコス株式会社

6 契約金額（税込み）

（予定総額）56,469,600円

7 契約内容

コンビニにおける納付事務については収納事務、スマホアプリによる納付については代理納付事務として、以下の内容を委託する。

- (1) コンビニ本部及びスマホアプリ事業者（以下「コンビニ本部等」という。）から払い込まれた本市が発行するコンビニ収納用バーコードが付されている納付書に基づく収納金の取りまとめに関すること。
- (2) 収納金の本市の指定する金融機関への払込みに関すること。
- (3) コンビニ本部等から配信された収納情報の取りまとめ及び本市への収納情報の配信に関すること。
- (4) 収納情報の原本である領収済通知書及び原符の保管に関すること。
- (5) 収納事務に係る当事者間の折衝及び報告等の調整に関すること。
- (6) 上記(1)から(5)に付随するもので、本市、収納代行業者及びコンビニ本部等が協議して合意した業務に関すること。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

市税のコンビニ収納については平成19年度から、軽自動車税の当初発行分納付書に係る収納を参加希望型指名競争入札により決定したニコスに業務委託しており、平成27年10月からはオンライン納付書及び一部のOCR納付書を対象に、収納対象税目を個人市・府民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）及び軽自動車税に拡大、翌年4月1日

からはこれらの税目の当初納付書・例月納付書等の全てのOCR納付書にまで対象を拡大している。その際、順次納付書の発行及びその収納に係るシステムについてプログラム改修を行ってきたが、ニコスに収納委託を実施しながらの改修であったため、ニコスの仕様に即したシステムとなっている。

このため、現行の本市収納システムは納付書発行や消込データの取り込み等について、ニコス1社のみに対応している。一方、現在、国が進める電算システムの標準化による、システム再構築が予定されている中、多額の費用を要するシステム改修はできない。

上記の理由により、現行システムにおいて当該業務を円滑に遂行できるのはニコスのみであることから、競争入札に適していないためニコスを相手方とし随意契約を締結する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他